

別表第 1

補助対象経費

交付の対象となる経費区分		
大項目	小項目	説明
1 報償費	謝礼金	外部専門家等に対する謝礼金等に係る経費 ※謝礼金の支払上限額は、別表第 2 で定めるとおり
2 旅費	旅費	補助事業者の出張や、講師等の招聘の旅費（航空賃、宿泊料等）に係る経費 ※宿泊料については、別表第 3・4 で定めるとおり
3 使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	事業実施に必要な物品等のリース・レンタルに係る経費 会場、著作物等の使用等に係る経費
4 設備・備品費	消耗品費	事業実施に必要な単価 10,000 円未満の消耗品等の購入に係る経費（汎用性の高いものは対象外）
	印刷製本費	事業で使用するパンフレットやリーフレット類、調査結果や事業成果の報告書等の印刷製本に係る経費
	機械器具費	消耗品を除いた、事業の実施に必要な 10,000 円以上の機械器具等の購入に要する経費
5 委託料	委託費	事業の実施に必要な設計、開発、分析、検査等の業務の一部を、第三者に外注（請負）又は委託（委任）するために要する経費
6 役務費	通信運搬費	事業実施に必要な郵便料、運送代、電話通信等に係る経費
	広告宣伝料	周知を主たる目的としたホームページ制作等に係る経費
	手数料	特許出願関連費用、各種手続き等に要する経費
7 その他経費		上記以外、事業を効率的かつ効果的に執行するために必要な経費で市長が認めるもの

【備考】

次に掲げるものに該当する場合は対象経費から除く

- ・ 人件費
- ・ 事業提案にかかった経費
- ・ 事業の目的外の用途に係る経費
- ・ 支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費
- ・ 交際費（贈呈経費、懇親会費等）
- ・ 食糧費（食事、茶菓子、飲料、食材料等）
- ・ 既に国等により別途補助金等の経費が支給されている、あるいは支給が予定されている経費
- ・ 事業の実施期間外に要した経費
- ・ 他の事業と明確な区分が困難な経費
- ・ 自動車等車両（事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）の購入費・修理費・リース費・車検費用
- ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

別表第 2

講師謝礼金支払上限額

区分		金額（時給）
県外	職業的講師、大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	10,000 円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、企業・団体の役員	8,000 円
	その他の大学の職員	7,000 円
	国の補佐・専門官、その他	5,000 円
県内	職業的講師	10,000 円
	大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	5,000 円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、企業・団体の役員	4,000 円
	その他の大学の職員	3,500 円
	その他	3,000 円

【備考】

・ 上記により難しい場合及び「職業的講師」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。

別表第3

宿泊料金上限表（国内）

	国内	上限額
甲地方	東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市及び千葉市	10,900円
乙地方	それ以外	9,800円

別表第4

宿泊料金上限表（海外）

	海外	上限額
指定都市	シンガポール／ロスアンゼルス／ニューヨーク／サンフランシスコ／ワシントン／ジュネーブ／ロンドン／モスクワ／パリ／アブダビ（ア首連）／ジッタ（サウジアラビア）／クウェート／リアド（サウジアラビア）／アビジャン（コートジボワール）	19,300円
丙地方	北アメリカ／ハワイ／グアム／（西）ヨーロッパ／中近東地域	16,100円
丁地方	それ以外	12,900円
戊地方	中国／インド／メキシコ／南米／アフリカ	11,600円